

最高裁、平成一一年（行ツ）第二六九号、一五・四・二二判決
判 決

上告人 北海道地方労働委員会

同参加人 X1

X2

被上告人 北海道教育委員会

(主文)

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

最高裁判所第三小法廷